

杉並区区民体育祭の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月3日
令和3年5月21日改正

杉並区区民体育祭運営委員会

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の予防及び対処について、杉並区区民体育祭の競技会・交流会を当日運営する方、参加者への留意点を提示したものであり、スポーツ庁の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき作成しています。

2 杉並区区民体育祭における競技会・交流会の基本的な考え

本競技会・交流会は区民に、広く運動・レクリエーションの機会を提供し、心身の健康増進を図り、区民の連帯を強めるとともに生活をより豊かに充実することを目的とします。

ただし、現下の状況において、本競技会・交流会を実施するには、十分な安全管理対策を講じたうえ、区民にスポーツを安心して出来る環境を提供できるようにすることが大切です。

本来の目的とあわせて、スポーツ関係団体の皆様と協力し、計画を進め、杉並区区民体育祭を実施していきます。

なお、競技については例年の内容にとらわれず、日程の短縮や順位決定戦まで行わない親善試合での実施等を検討するなど、本ガイドラインに沿った計画をお願いします。

3 杉並区区民体育祭の実施について

(1) 密を回避する等の感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を検討してください。

※東京都・杉並区よりスポーツイベントの中止要請があれば、大会を中止又は延期とします。

(2) 競技会・交流会の実施の際は、準備期間を十分にとった計画を立案してください。

なお、準備期間に行う内容は以下のとおりです。

- ・打合せ、告知、感染予防等の運営準備
 - ・怪我防止のための参加者が参加するために行う準備、練習等
- 体育施設等が閉場となっていた場合は、開場後少なくとも1か月～3か月程度の準備期間を設けるように計画をお願いします。

4 杉並区区民体育祭の実施に伴う主管団体の留意点

(1) 全般的な事項

比較的少人数の競技会・交流会であったとしても、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（検温、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

競技を実施するうえで、各競技会・交流会の特性を勘案して、各競技別のガイドラインも参照し、審判等の運営役員や参加者が感染防止のため遵守すべきことを整理し、参加者への事前周知を行い、当日は会場の適切な場所に掲示し、周知を図ってください。

また、遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認してください。

子ども、高齢者、障がい者等、参加者の特性により対応は異なりますので、十分な配慮のうえ対策を実施してください。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」ではスポーツイベントでも見られる「マスクなしでの会話」や「居場所の切り替わり」が挙げられておりますので、必ずご確認ください。

(2) 事前に準備、確認すべきこと

- ① 会場の各室場ごとに感染リスクを検討し、必ず施設管理者と事前に打ち合わせを行い、施設の安全対策事項の確認をお願いします。施設管理者の対応の中で、及ばないものは主管団体にて実施をお願いします。

【トイレ、手洗い場】

- ・トイレ、手洗い場の石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。
- ・手洗い場がない、又は遠い会場では、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

【更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペース】

- ・更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。
- ・参加者同士が密になることを避け、一度に入室する数を制限する等の措置を講じる。
- ・複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）は、こまめに消毒をする。
- ・換気扇を常に回す、窓を開ける等、換気に配慮する。
- ・運営役員が使用する場合も、同様の措置を行う。
- ・更衣後の衣服やタオル等は、密閉できるビニール袋等に入れ、他人が触れないよう管理し持ち帰ることを周知徹底する。

- ② 飲食物を役員・参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。
- ・提供を行う役員が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行う。
 - ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトルや缶等で提供し、ジャグ等の共有のものを使用しない。
 - ・飲食物を取り扱う役員には、必ずマスクを着用させる。
 - ・昼食等の食事をとる場合は、必ず場所を限定し、主管団体より提供する場合は、一人分を小分けにしたものを提供する等、工夫を行う。
- なお、食事の場所については、施設管理者と事前打ち合わせを行ったうえで、場所の設定や事前事後の消毒等を行う。

(3) 参加者募集の対応

参加者募集の際には、感染拡大防止の為に参加者が遵守すべき事項を明確に提示し、協力を求めてください。(別紙：スポーツ庁のガイドライン P.3 (1) スポーツ参加募集時の対応①～⑦を参照ください)

遵守できない参加者には、他の参加者の安全確保等の観点から、参加の取り消しを行うことがあり得ることを事前に周知してください。

参加費の徴収については、接触を出来るかぎり避けるよう事前の振込等の対応を検討してください。ただし、中止の際には全額返金を原則とする為、実施が確定してからの参加費納入を推奨します。

(4) 当日の参加者への対応

[名簿の提出について]

主管団体は、当日に参加者から体調等を確認し、以下の項目を記録した名簿を主管団体で1か月保存してください。(項目は区体育施設の利用者確認表を参照してください。)

- ①氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)
- ②当日の体温
- ③2週間以内に発熱、身体の異常、海外渡航歴があれば記載

※個人情報の取扱いには十分に注意をしてください。

※名簿の保存目的、期間については、参加者に事前に周知してください。

[受付について]

主管団体は、当日の受付時に参加者が密になる事への防止や、安全対策のため、以下のような準備を行ってください。

- ・受付には手指消毒剤を設置する。
- ・発熱等の症状がある場合は入場制限を行う。
- ・受付時に距離を置いて並べるよう、目印等を設置する。
- ・受付を行う役員はマスクを着用する。
- ・受付の時間をずらす等、密な状態とならないような対策を講じる。

- ・緊急事態宣言解除後、少なくとも2～3か月の間に行う競技会・交流会は、参加者の体力や身体感覚が低下している可能性があり、怪我の危険も高いことを踏まえ運営にあたる。さらに、当日、参加者へ自身の体力の把握について周知をする。

[会場の安全対策について]

- ・会場が屋内の場合は、密閉空間とならないように、十分な換気を行う。
- ・手洗い後に手を拭くものは、共有のものを使用しないようにし、参加者にタオルの持参をお願いする。
- ・密な状態とならないように、原則として、参加者以外の来場を限定し、大声で声援を送る等の応援の禁止を呼び掛ける。
- ・開閉会式は密集状態で行わない。(場合により実施しない)
- ・参加者や来場者の待機場所は十分なソーシャルディスタンスが可能なスペースを確保する。
- ・ゴミについては、原則、参加者自身が持ち帰るよう周知、協力を求める。特にマスク等鼻水、唾液が付いたゴミは感染リスクが高い為、回収する際は、マスク・手袋を着用のうえ、ビニール袋に入れ、すぐに密閉して縛った状態とし、回収後は必ず手洗い、手指消毒を行う。

[スポーツ用具等大会物品について]

参加者にスポーツ用具を持参してもらえよう周知する。

やむを得ず共有するスポーツ用具等大会物品については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしたうえで、こまめに消毒する。

スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った参加者を特定できるよう名簿作成等の工夫をし、貸出前後に消毒する。

[マスク等の対応について]

運営役員、参加者ともに、競技会・交流会後のミーティングにおいても密を避け、会話時にマスクを着用する。

主管団体は参加者がマスクを着用しているか確認を行う。

なお、競技中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするが、受付、待機、着替え等、スポーツを行っていない時は着用を求める。

競技中のマスク着用は、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があり、熱中症への危険性もあることに留意し、危険性があることを適宜周知する。

(5) その他

各競技においては、競技特性があり、それに応じた指針、ガイドラインが上部・中央競技団体より示されていることがあります。感染拡大防止の為には、競技特性に応じた対策も必要となりますので、各主管団体は、確認並びに取組みに盛り込んでいただくようお願いいたします。

また、各競技会・交流会前後での懇親会等の開催は控えるようお願いいたします。